

官民競争入札等監理委員会
第139回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第139回 官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成26年7月29日（火）16:29～17:17

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 事業の評価（案）について

- 漂着ごみ対策総合検討業務
- JICAボランティア募集支援業務

3. 事業の評価（案）について

- （独）国際交流基金日本語国際センター施設管理・運營業務

4. 官民競争入札等監理委員会の当面の進め方について

5. 業務フロー・コストの分析・情報開示に関するワーキンググループの審議概要について

6. 平成26年度官民競争入札等に係る対象事業選定方針（素案）について【非公開】

7. 閉 会

○樫谷委員長 定刻より少し前ですけれども、おそろいになりましたので、第139回「官民競争入札等監理委員会」を始めたいと思います。

最初に、事務局で人事異動がありまして、7月22日付で館事務局長の後任として市川事務局長が着任されておりますので、市川事務局長より御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○市川事務局長 市川でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

政府調達協定苦情処理委員会の事務局や内閣府の政策評価とか、いろいろやってまいりましたが、今回もひとつよろしくをお願いいたします。直前まで実は大和総研に官民交流に行っておりまして、引頭さんとまた1週間ぶりに会ってしまったというところですが、どうぞよろしくをお願いいたします。

○樫谷委員長 よろしくをお願いします。ありがとうございます。

本日の議題は議事次第のとおりでありますけれども、議題5につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することとしたいと思います。

まず、実施要項（案）について御審議いただきたいと思います。本件につきましては、事業主体からの報告に基づきまして、入札監理小委員会で審議を行いました。

2件の実施要項（案）について、稲生主査から御報告をお願いしたいと思います。

○稲生委員 資料1-1等によりまして、説明をさせていただきたいと思います。

業務内容については、参考資料別添でございますが、カラーの紙がございますので、ざっとごらんいただければと思います。目的については、法律に基づいて漂着ごみ対策を適切に進めていくためのさまざまな調査分析等を目的としてございます。

具体的な業務内容は資料1の真ん中に書いてあるところでございますが、3種類の調査、検討会の開催、報告書等の提出、こういったものになってございます。

議論された論点につきましては、資料1-1のペーパーをごらんいただければと思います。公共サービス改革基本方針におきまして、平成26年度から民間競争入札による業務を実施されているということでございまして、論点としましては、1番、2番に書いているところでございます。

1番についてございますが、公共サービスの質及びその水準についてということで、2点ほど論点として議論をいたしました。

1点目が、サービスの質の確保に当たってはというところでございますが、成果物について都道府県のアンケートをするということでございますが、このアンケートをするだけということで、果たしてサービスの質の確保に沿っているのかどうかという点で疑問が出されたというのが1点でございます。

2点目でございまして、ややテクニカルな話になりますけれども、アンケートについて自由意見欄というのがあったわけでございますが、これが大きく1つだけということで、

どの項目について意見が欲しいのかというのが不明確ではないか。このような意見が出されました。

これに対する対応策でございますけれども、1点目につきましては、サービスの質の確保に当たっては、検討会の開催への評価という、先ほど申しあげました2つ目の柱の対応をしたり、その部分の評価も入れたほうが良いという形で、後ほどごらんいただければと思いますけれども、投資番号4/45の中に細かい項目を追加したということが1点でございます。

先ほどの自由意見欄につきましても同じように4/45、31/45ページをごらんいただければと存じますけれども、項目ごとに書いていただく欄を分割したという形でございます、対応いただいたということでございます。

論点の2点目でございます。業務の実施についてということでございます。ここは若干、参入障壁の問題があるのではないかという指摘でございます、新規参入事業者の方が多くの人を集めて7カ所、これは全国に散らばっておりますけれども、同じ時期に漂着ごみ対策の関係の調査を行うのは、なかなか難しいのではないかという意見が出されたところでございます。これに対する対応でございますが、環境省のほうから以下の説明を行っていただくということになりました。

1つ目でございますけれども、新規参入の方が7カ所に及ぶ幅広い場所で調査をする関係もありますので、地元の協力者のリストを作成いただくことといたしまして、事業者から要請があれば、この情報を提供いただくというふうに1点、改善策を設けていただきました。

7カ所の実施につきましても、いろいろ話を聞いてみますと、多少時期がずれても、要は適切な時期に行えばいいのだというような話でございましたので、このような修正を施したということでございます。

パブリックコメントの結果でございますけれども、3番に書いてございますように、意見募集の結果は寄せられませんでした。そういう意味で、事業者の方の関心が薄いのではないかという懸念が出された関係もございまして、環境省に対しては業務の周知に努めていただくというようなお願いをしたところでございます。

漂着ごみ対策の総合検討業務については、以上でございます。

続きまして、2件目でございますが、資料2-1以下で御説明を申し上げます。JICAボランティア支援業務（募集関連業務）でございます。事業の内容につきましては、同じように参考資料というカラーの紙をごらんいただければと存じますが、一番上にその目的が書いてございまして、JICAボランティア募集の告知あるいは応募者の確保等々のことを目的としておるということでございます。

これに対しまして、関連業務ということで、これは一番下の3つ目の業務内容をごらんいただきますと、募集説明会に関する業務、その広報あるいはボランティアセミナーという形で幅広く応募者の方を広げていきたいという、こういうような内容を委託するものでございます。

議論の中身につきましては、資料2-1のペーパーで御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、1つ目の論点でございます。インセンティブの設定方法ということでございまして、文章を読んでいただきたいと思います。応募者数の増加を報奨金の支払いの基準としているわけでございます。委託事業者の努力を図る指標として、果たしてこの応募者数の増加だけでいいのかどうかという、こういう議論を行いました。

つまり、次のところに書いてございますが、募集説明会の参加者数をベースに応募者数の割合をとる。効率性を見るのであれば、応募率という形で、その増えたか、減ったか、こういったようなことを基準にする方法もあり得べしという、こんな意見を出したものでございます。

いろいろ話を聞いてみまして、結果的には原案のとおりという形になってございます。つまり、応募者数の増加を基準とするものでございます。対応のところに3つの理由が書いてございます。要は説明会のときに結構、複数回参加する人がいますので、そういう意味では先ほど申し上げた応募率という形で、ネットの数字での把握をするような方式では必ずしも妥当ではないというのが1点。

②のところに書いてございますが、説明会には必ずしも応募者とはならない事業理解促進を目的としたイベントを同時に開催した場合の参加者数も含まれる。つまり、単純な説明会だけではないということも入っているというような向こうからの回答がございました。

では、実際にどうなのだとということで平均値もとっていただいたようでございますけれども、要は先ほどの理由もあつたようでございます。比率にばらつきが大きくて、なかなか成果指標として、この応募率を使うというのが適当ではないというようなことも検証いただきました。

以上のことから応募率というような数値は使わずに、原案のとおりとしたものでございます。

続きまして、論点の2つ目でございます。総合評価の基準表。これは投資番号で言うと、21/130～23/130 ページでございます。これはややテクニカルでございまして、修正をお願いいたしました。

1点目が、配点が若干ウェートに難があつて、バランスが欠いているとか、あるいは点数はかなり端数が出ておりました、不自然であつたということもございまして、すっきりとした配点構成に直していただいたというのが1点でございます。

2点目の見直しにつきましては、類似業務の実績で同じような項目がまたがって出ておつたということもございまして、ダブルカウントにならないように民間事業者、業務総括者の類似業務の実績については、すっきりと1つの項目で整理をいただいたと、こんなような変更をいただいたものでございます。

資料2-1の裏側のページにまいりたいと思います。パブリックコメントについては、多く意見をいただきましたけれども、意見を踏まえまして、必要な修正を施したところがございます。

このほかでございますけれども、全省庁統一資格の役務の提供等の等級を拡大をしたというような変更も行っていただきました。

以上、2点の論点、パブリックコメントの結果等の報告をさせていただきました。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明がありました内容につきまして、御意見、御質問がございましたら、御発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 JICAのボランティア募集関連業務について大変丁寧に御検討いただいて、ありがとうございます。と申しますのも、三鷹市のような自治体はJICAのボランティアに関しましては、例えば、三鷹市民で海外青年協力隊やシニア海外ボランティアに出向かれるときには、市長が激励をさせていただくという事業をしております。それは出発されるたびにさせていただくだけではなくて、2年間ないし1年間ボランティアをされて戻って来られたときに感謝の対話をするというようなことをしております。最近シニアの方の関心が高まっております。そこで、やはり意思決定をするに当たっては、頻繁に説明会に出席されて、熟慮されて判断をされるということがございます。

したがって、今回、非常に丁寧にこの支援業務の内容を精査いただいて、修正をさせていただいたことは、まさに実態に即したものではないかと思っております。今後、国際貢献の中で発展途上国に若い方が行くだけではなく、経験あるシニアが行かれるケースもあります。そうしたことも含めての総合的なボランティア募集関連業務だと思いますので、ぜひこういう民間の参画がふさわしい面もあるかと思ひまして、今回の提案を大変ありがたく思っておりますので、発言いたしました。

以上です。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。漂着ごみ対策もよろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定に基づき、付議されました実施要項(案)につきましては、監理委員会として異存はないということにしたいと思ひます。

続きまして、事業の評価(案)につきまして御審議いただきたいと思ひます。

事業の評価(案)につきましては、事業主体からの実施状況報告に基づきまして、内閣府が案を作成し、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、独立行政法人国際交流基金日本語国際センター施設管理・運営業務の評価(案)につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思ひます。

金子参事官、よろしくお願ひいたします。

○金子参事官 それでは、御説明をいたします。

まず、業務の概要でございますけれども、お手元に横長の委員限りの資料として、写真のついた資料を用意してございます。こちらにございますように、この日本語国際センターといいますのは、北浦和にある施設で、海外から日本語の教師の方等を招聘いたしまして、日本語教授法の研修を行うための施設でございます。

この施設につきまして、設備の管理を行ったり、あるいは警備、車両運行、清掃等の施設管理の業務を行っていただくというのが業務の内容となっております。これは市場化テストの案件になりまして2期目の事業で、今回の評価対象になっておりますのは、平成24年からの3カ年の事業の実施状況についてでございます。

評価の内容でございますけれども、お手元の資料3-1に基づきまして、御説明をしたいと思います。

2. に、いわゆる質に関する評価についてでございます。これは通常の施設管理の業務と同様、この施設管理の受託業務の内容の不備によってこのセンターの業務が中断をしたり、あるいは事故が起きたことがないかどうかということ、あるいは研修生の方にアンケートをとりまして、一定程度の満足度が達成しているといったことが質の目標として掲げられておりまして、これらについてはいずれも満たしておるという内容となっております。

また、2つ目の○にございますように、防犯であるとか省エネに関しまして、民間事業者からの創意工夫を図られているということでございます。

3. に移りまして、経費に関する評価でございます。従来、市場化テスト実施前に比べまして、25.4%の経費が削減できておるということでございます。

質の面でも経費の削減という面でも良好な実施状況にございまして、実施の独法さんからは今期をもって市場化テストを終了したいと申請があったということで、お手元に参考資料として市場化テスト終了基準に照らし合わせてどうかというチェック表をつけさせていただいております。

こちらにございますように、議論になりましたのが6つの終了ないし新プロセスに移行するための要件のうち最初のものでございまして、この業務を実施するに当たりまして、トラブルといいますか、そういったものがあつたという報告を受けてございます。これにつきまして、入札小委におきまして3回にわたりまして事実関係を整理いただきまして、Aグループで議論いただきましたので、後ほど稲生主査から、その審議の結果について御報告をいただく予定でございます。

そのトラブルにつきまして、結果的には最初の要件に当たる法令違反であるとか、業務改善指示を行うような案件ではなかったということは確認してございます。ただ、全く問題なしということで直ちに法の対象から外してしまうのもどうかという結論になりましたものですから、我々の評価としては次回、新プロセスの形でもう一期、経過を見させていただければという評価の内容としてございます。

私からの説明は以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、入札監理小委員会の主査の稲生委員から御説明をお願いしたいと思います。

○稲生委員 別添の参考資料としまして、入札監理小委員会における審議結果報告ということでペーパーをつくっておりますので、ごらんいただければと思います。多少、事実についてコメントをさせていただきたいと思うのですが、このペーパーの1. に書いてございますように、勤務している職員の方の代理人の弁護士から文書が来たということで、いわゆる内部告発に該当するものでございます。

内容でございますが、その枠の中に書いてございますように、この受託している民間事業者の職員の方が備蓄のガソリンのタンクから自家用の車、自分の車に給油したということ。その事実についてですけれども、統括業務主任ということで上司に報告したところ、その事実も確認ができたということであります。したがって、基金には、この内容について、さらに調査をしていただきたいと、こんなようなことが文書で送付されたわけでございます。

基金としては上記を踏まえまして、2番のところに書いてございますような、きちんとした調査を行ったということでございます。

1つ目の●でございますが、この職員の方でございますが、たまたま緊急の事態があって、しかも公用車に不慣れということもあって、自分の車を使う必要があったのだけれども、たまたまガソリンが底をつきそうであったというようなことから、やむを得ず、その施設にありましたタンクからの給油を行ってしまったということでございます。無断給油に当たるわけでございますが、申告によると、この1回限りということでございまして、その後、補充あるいは弁済は行われているということでございます。

この件については、やはり裏をとらなくてはいけないわけございまして、括弧の中に書いてございますように、基金では記録等で突合をして確認をしているということでございます。

ただ、この無断給油でございますが、これは形式に考えれば、何らかの罪に該当する可能性も出てくるわけございまして、この点について基金としては自団体の顧問弁護士に照会をしております。下線部に書いているところでございますが、複数回にわたって流用を行ったのかどうかという物的な証拠がないということ。今回の給油1回限りということでございますが、私的目的による流用とも言えないという、こういったことがございます。

また、このほかに訴訟法の関係ということで裏のページの条文が書いてございますが、要は微罪処分の可能性が非常に高いということも顧問弁護士からは言われているということがあったわけでございます。

さらに、受託事業者のほうも適切な対応をとったということをごさいます、これが2つ目の●に書いてございます。つまり、給油を行ってしまった職員には、相応の人事上の処分を行ったということ。組織の中でコンプライアンス教育の徹底、ガソリン代金の精算方法ということで、実はこれはこの契約の段階ではきちんと中に盛り込まれていなかったということ。こういったようなこともあったようございすが、いずれにしても受託事業者のほうも迅速かつ適切な対応をとったということございす。

これを踏まえまして、基金としては本来であれば、もしかすると業務改善指示という、より強い対応で厳然と処分すべきだったのかもしれないけれども、そういうことはしてはおりません。理由ですけれども、3点を理由に職員の告発をしない、あるいは指名停止等の処分を行っていません。

1点目が先ほど申し上げたように、その不正の度合い。確かに不正は不正でございすけれども、軽微であると判断できるというのが1点目の理由。

2つ目ございすが、先ほどの2の経緯で申し上げましたように、受託事業者の対応も迅速で適切であったということ。

3点目ございすけれども、以下の再発防止策をとってございす。3つの●で書いてございすが、1つ目には、公用車を使用することを原則。そもそもこの点が今回、残念な結果になったわけございすが、きちんとこの原則を決めたということ。原則によれず、つまり、自家用車を使うような場合について、この場合にはガソリン代金については受託事業者が負担するという、こういったような形で確認をしたということございす。

2つ目のガソリン代金の精算方法ございすが、これまで実はガソリンについてはなかったものですから、車両運行業務に関する報告ということで、これを両者合意のもとで新たに作成するという対応策をとってございす。

それから、不正な給油が行われたということをも不可能にするために、今まで実はこのガソリンを使った後に入れ替えをするというようなプロセスがあったそうございすが、そういったようなことをなくしてしまうために、言ってみれば使い切りの缶の中にガソリンを保管する。このような方法にすることによって、受託事業者による入れ替えの作業をなくす。こんな対応を基金としてはしたと伺ってございす。

これを受けまして、小委員会としてはどうだということになるわけで、これが4番目に書いているところございす。

以上については、簡単に概略のみを申し上げましたけれども、3回にわたって相当細かく事情聴取等をして、小委員会では納得づくの上で、以下の判断をいたしました。大枠は先ほど参事官から御説明があったとおりございまして、確かに不適切な行為はあったということは認められるわけございすけれども、基金がこれに対して行った以上の判断、あるいはさまざまな対応措置を適切と考えました。

したがいまして、結果的には基金が業務改善指示等の措置を講ずることがなかったということもやむを得ないと判断しましたし、法令違反行為とまでは言えないだろうと小委員会では、最終的には確認をいたしました。

そうは言いながらも、不備は不備ということで、まずい行為があったことは間違いありませんので、実は委員の中で意見聴取をしたところ、5名中3名の委員につきましては、結果的には良好なパフォーマンスでもありましたので、このまま終了プロセスでもいいのではないかと。こんな意見もございましたけれども、主査としましては、やはり不備があったということを真摯に踏まえまして、実施要項に次回にはちゃんと追記した形で、新プロセスで対応をいただくという形で小委員会としては今後も関与するというような方法で1期、次もおつき合いさせていただくという判断をいたしました。

長くなりましたが、以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

今、稲生主査の御説明がありましたけれども、これにつきまして、御意見、御質問がございましたら、御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、事業の評価（案）につきまして、監理委員会として異存はないということよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樫谷委員長 ありがとうございます。監理委員会として異存はないということにしたいと思います。

続きまして、官民競争入札等監理委員会の当面の進め方につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○新田参事官 それでは、お手元の資料4-1に基づきまして、官民競争入札等監理委員会の当面の進め方につきまして御説明申し上げます。

御案内のとおり、去る7月11日に基本方針の閣議決定を行うことができました。この件につきましては、非常に大量な書面審査も含めて、委員の皆様方には大変御苦勞をおかけいたしまして、お陰さまでもって無事閣議決定ができたということでございまして、お礼を申し上げるところでございます。

この閣議決定を1つの区切りといたしまして、新しい年度というわけではないのですが、来年度の基本方針に向けて、さまざまなスケジュールが組まれていくということもございしますので、監理委員会全体の構成あるいは取り組みの簡単なスケジュールについて、このタイミングでお諮りをしているというものでございます。

お手元の資料の「1. 委員・専門委員一覧について」は、その後ろにつけてございます資料4-2、4-3のとおりでございまして、基本的に変更はございません。ことしこの体制で進めさせていただきたいと考えているところでございます。

資料４－１の「２．組織図及び各小委員会・分科会別担当委員・専門委員について」は、同じく資料４－４が構成図でございまして、資料４－５がそれぞれの小委員会あるいは分科会等の構成メンバーでございますけれども、こういう形でやらせていただきたいということでございます。これにつきましても、基本的には大きく変更のあるものではございませんので、従来どおりということでございますが、１点だけ、地方公共サービス小委員会の中に、辻専門委員に入らせていただくということで追加させていただくところでございます。これは北川主査の御要望も踏まえまして、このような対応をさせていただいているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、横長の資料４－６で整理をさせていただいております。項目といたしましては、１つには、基本方針の閣議決定に関連する事項。それから、来年の夏が３年ごとに出しております３年報告書のちょうど提出時期でございまして、この項目が入っております。

それ以下につきましては、例年の基本的な事項でございまして、１つには、基本方針の中で選定されました事業についての実施要項あるいは事業の評価についての事項。さらに来年度の基本方針に向けまして、法対象事業の選定等に係ります事項。また、これに附帯いたしまして、業務フロー・コストの分析に関する事項。これとは別に地方公共団体における公共サービスの改革に関する調査検討という項目になってございます。

赤の四角で囲っている部分がそれぞれ監理委員会あるいは小委員会等で御審議いただく事項でございまして、基本的には従来どおりのスケジュールで進めたいと思っております。

実施要項、事業の評価につきましては、ここに件数について書いてございますが、基本的には大体前年並みの件数を想定しているところでございます。

来年度の法選定事項に関しましては、１点違いますのは、業務フロー・コスト分析につきまして、昨年から取り組んでいただいている事業がございまして、これらについて、その結果をヒアリングをしながら、さらに業務フロー・コスト分析に取り組んでいただく事業の選定なども行いながら進めていくということを考えているところでございます。

また、地方公共団体における公共サービス改革につきましては、ことしの３月に小委員会としての報告書を整理していただいたところでございまして、この報告書の普及活動を行いますとともに、この報告書をベースにいたしまして、関係者の方々からさまざまな意見をいただいた上で課題を整理して、また次のテーマについて検討していきたいと思っております。

簡単でございますけれども、以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

大変なお時間をとっていただいたり、あるいはお手間をとらせることになりましたが、委員会として異存はないということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樫谷委員長 ありがとうございます。

次の議題に進ませてもらいたと思います。議題4の業務フロー・コスト分析・情報開示に関するワーキンググループの審議概要につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○新田参事官 それでは、引き続きまして、資料5に基づきまして、去る6月4日に開催されました第10回の業務フロー・コスト分析・情報開示に関するワーキンググループの審議概要につきまして、簡単に御説明を申し上げます。

この業務フロー・コスト分析・情報開示に関するワーキンググループにおきましては、先ほども出てまいりました各府省の業務について、自主的な改善を要請するという観点から、業務フロー・コスト分析を行うということに関して、主にその手法の検討などを行っていただくために設置をしたワーキンググループでございます。この中で今回の6月4日の第10回におきましては、4点の議題について審議をいただいたということでございます。

1点目は、平成25年度に行いました委託調査の中で、国立大学法人におきまして、特に例えば、旅費の精算でありますとか、大学間である程度共通の事務につきまして、その高率化・集約化を行っていくシェアードサービスの可能性についての検討を行うという調査を行いましたので、その成果につきまして、それを受託いたしました、あずさ監査法人のほうから報告をいただいたということでございます。

2点目のトータルコスト分析につきましては、これは次の事業選定方針の議題のときに中身につきまして、もう少し詳しく御説明申し上げますけれども、この公共サービス改革全体で各府省あるいは内閣府、それから監理委員会で、いわゆる市場化テストを行うことで余分に係るコストについて、どれくらいかかっているのか。それについてはちゃんとペイしているのかということの分析を行ったというものでございまして、この結果につきまして、報告を行ったということでございます。

3点目の業務フロー・コスト分析の進捗状況につきましては、平成25年度に選定をされました6事業の進捗状況につきまして御報告を申し上げて、意見交換をさせていただいたということでございまして、これに関しましては2枚後ろに概要としてつけてございますが、これらの6事業につきまして、今こういうところについて検討を進めているところでございますということについての御紹介を申し上げたということでございます。

最後に4点目、民間における業務改善の取り組みに関しましては、これは民間で業務フロー・コスト分析に近い取り組みをされているコンサルがいらっしやいまして、こちらの方に来ていただきまして、その会社における取り組みの概要について御説明をいただくとともに、私どもの行っております業務フロー・コスト分析等についての御評価について、意見交換をさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

今、パブリックセクターでも管理会計の重要性ということを言われているわけですが、その中の一つの道具として、業務フロー・コスト分析があると思いますが、今の御

説明につきまして、何か御意見、御質問などがございましたら、御発言をいただきたいと思
います。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の公開審議は終了とさせていただきたいと思
いますので、傍聴者の方がいらっしゃいましたら、御退席をお願いしたいと思
います。

(傍聴者退席)